

改正 平成一七年 四月 一日規則第九三号

千葉県酪農のさと管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県酪農のさと設置管理条例（平成七年千葉県条例第五十号。以下「条例」という。）第八条及び第九条の規定により、千葉県酪農のさと（以下「酪農のさと」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則九三号〕

（開園時間）

第二条 酪農のさとの開園時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開園時間を変更することができる。

（休園日）

第三条 酪農のさとの休園日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 定期休園日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- 二 年始休園日 一月一日から一月三日まで
- 三 年末休園日 十二月二十九日から十二月三十一日まで
- 四 臨時休園日 前各号に掲げるほか、知事が休園を必要と認めた日

2 知事は、必要と認めたときは、前項に掲げる休園日であっても、酪農のさとの全部又は一部を開園することができる。

（利用者の遵守義務）

第四条 酪農のさとを利用する者（以下「利用者」という。）は、酪農のさと内において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、付属設備及び展示物を損傷し、又は汚損しないこと。
- 二 博物展示施設の展示室で、展示物に触れたり、インク、墨汁類を使用しないこと。
- 三 木竹を伐採し、又は植物を採取し、若しくは損傷しないこと。
- 四 土石の採取その他土地の形質を変更しないこと。
- 五 知事が指定した場所以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。
- 六 その他公共の秩序、衛生、風紀上障害となる行為をしないこと。

（利用の禁止又は制限）

第五条 知事は、酪農のさとの保全又は利用者の安全性の確保のため、必要な範囲内において、その利用を禁止し、又は制限することができる。

2 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該利用者に対し、その利用を停止することができる。

- 一 条例第四条第一項又は第二項の規定による許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をしたとき。
- 二 前条の規定に違反したとき。

（行為の許可申請等）

第六条 条例第四条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者は、千葉県酪農のさと内行為許可申請書（別記第一号様式）又は千葉県酪農のさと内行為許可事項変更許可申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第四条第一項又は第二項の規定による許可をしたときは、申請者に対し千葉県酪農のさと内行為許可証（別記第三号様式）又は千葉県酪農のさと内行為許可事項変更許可証（別記第四号様式）を交付するものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第七条 知事は、条例第六条の規定により酪農のさとの指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年規則九三号〕

(指定管理者が管理を行う場合)

第八条 条例第六条の規定により、指定管理者に酪農のさとの管理を行わせる場合においては、第二条第二項、第三条第一項第四号及び第二項、第四条第五号、第五条並びに第六条の規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者が、前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第一項第四号及び第二項並びに第五条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

追加〔平成一七年規則九三号〕

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、酪農のさとの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成一七年規則九三号〕

附 則

この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成十七年四月一日規則第九十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

(第六条第一項)

一部改正〔平成一七年規則九三号〕

第二号様式

(第六条第一項)

一部改正〔平成一七年規則九三号〕

第三号様式

(第六条第二項)

一部改正〔平成一七年規則九三号〕

第四号様式

(第六条第二項)

一部改正〔平成一七年規則九三号〕